座いすの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、座いすの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する一人用の座いす（以下「座いす」という。）について適用する。ただし、脚付きのもの（ロッキング機構を含む。）及び組合せ式のものを除く。

3. 形式分類

形式は、次のとおりとする。

A形：背もたれを折り畳むことができ、かつ、背もたれの角度が変換できるもの。

Ａｉ形：座いす全体が柔軟な材料で覆われているもの。

Ａii形：座いす全体が柔軟な材料で覆われていないもの。

B形：背もたれを折り畳むことができ、背もたれの角度は変換できないもの。

C形：背もたれを折り畳むことができないもの。

4. 安全性品質

座いすの安全性品質は、次のとおりとする。

項　　目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1．外観、構造及び寸法	1.　座いすの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 各部の仕上げは良好で、身体に傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。 (2) 各部の組付けは確実で、き裂、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。 (3) A 形のものにあっては、各段ごとに円滑に変換ができ、かつ、確実に固定できる構造であること。	

	(4) 固定具にはロック機構を有するか、可動部が使用中容易に外れないカバー等で覆われてるか、又は、可動時に危険なすき間ができない構造であること。 (5) すわりは、良好であること。	
2. 強度	2. 座いすの強度は、次のとおりとする。 (1) 座面及び背もたれに荷重を加えたとき、各部にき裂、破損及び使用上支障のある変形がないこと。 (2) 背もたれの中央部に○キログラムの砂袋を振子により○度の角度から衝突させ	

	たとき、各部に、き裂、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。 (3) ひじ掛けがあるものにあっては、ひじ掛けに対して側方に荷重を加えたとき、各部にき裂、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。	

	(4) ひじ掛けがあるものにあっては、ひじ掛けに対して鉛直に荷重を加えたとき、各部にき裂、破損及び使用上支障のある変形等がないこと。	
3. 材料	3. 座いすの材料は次のとおりとする。 (1) 木材及び木質財には、著しい欠点がないこと。 (2) 木材の含水率は○パーセント以下であること。 (3) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。ただし、金属材料が露出している部分に限る。	
4. 付属品	4. 付属品は、座いすの使用上の安全性を損なわないものであること。	

5. 表示及び取扱説明書

座いすの表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項　　目	認 定 基 準	基準確認方法
1.表示	1.　製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号	
2. 取扱説明書	2.　製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については、明示しなくてもよい。 　なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。 　ただし、以下の各項が製品に容易に消えない方法により表示してあるものは、本項を省略してもよい。 (2) 部品の一部を取り外すことができるものは、その組立方法及び注意。 (3) 背もたれ面の角度の変換方法。	

	(4) 使用上の注意 (a) 直射日光又は熱を避けること。 (b) 汚れをおとすときの注意事項 (c) 用途以外に使用しないこと。 (d) 同時に 2 人以上で使用しないこと。 (e) 確実にロック又はカバーされていることを確認してから使用すること。 (5) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称及びその住所。	
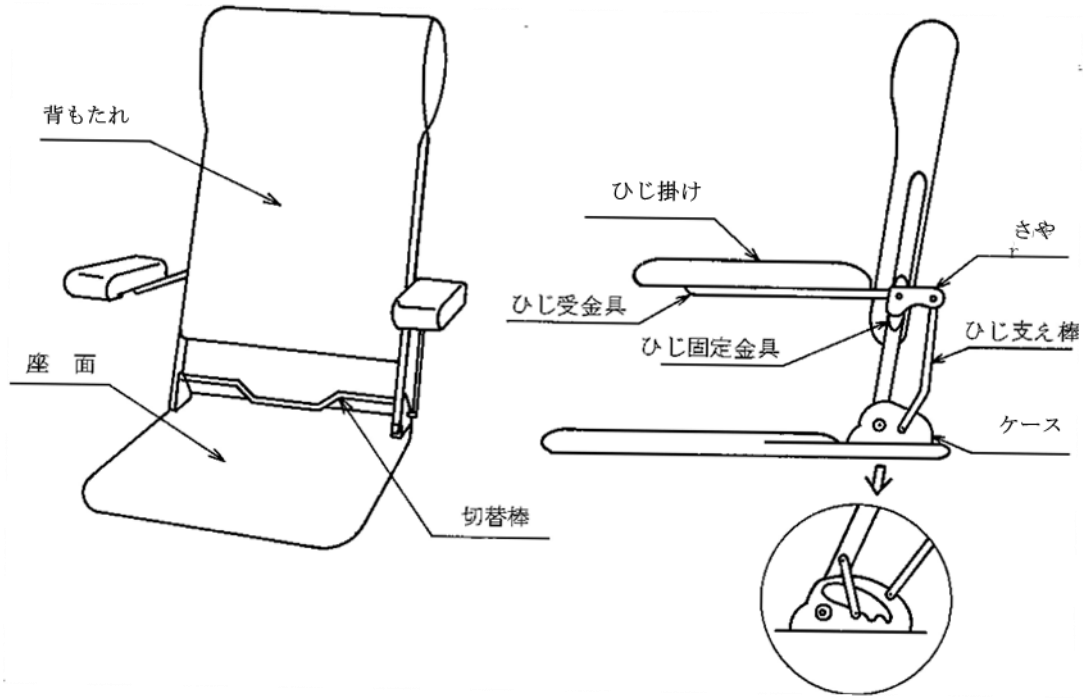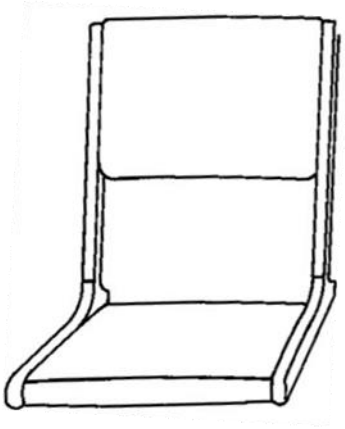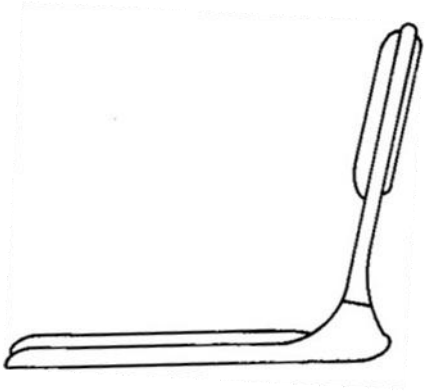
参考付図